

令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

水戸市立常澄中学校

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法（以下、法）】

I 基本方針

1 いじめの防止に関する取組（未然防止）

- ① 校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、各学年生徒指導担当、スクールカウンセラー（以下、SC）を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的な会議を設置する。
- ② 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、各学年生徒指導担当、SC、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等の専門家等を中心とした「拡大いじめ防止対策委員会」を設置し、緊急的な会議を設置する。
- ③ スクールカウンセラーや心の教室相談員を中心とした相談体制を充実させ、連携と協力体制を密にして、生徒や保護者の悩みなどの早期発見に努める。また、専門家等による研修を実施することで、カウンセリングマインドの向上を目指し、生徒理解に努める。
※アンケート、心の健康観察、教育相談の実施等
- ④ 生徒と接する機会を多くもち、コミュニケーションを図り生徒のよさや個性を伸ばす努力をするとともに道徳の時間を要として基本的習慣、規範意識、信頼関係を築く。
- ⑤ 保護者会等において学校での取り組みを説明し、保護者に理解と協力を求め、いじめ防止に努める。
- ⑥ 教職員、生徒、保護者等により、学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の改善に生かす。

2 いじめに対する対応（早期発見・早期対応）

① いじめられた生徒への対応の取組（いじめ発見時）

- ア 生徒保護者アンケート等からいじめが確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」「拡大いじめ防止対策委員会」を設置し、生徒から個別に事情聴取を、原則複数人で実施し早急に対応する。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身に悩みを受け止め指導に当たり、記録をとる。
- ウ 保護者に対し、事実を正確に伝え今後二度と起こらないよう生徒を守ることを約束し、理解と協力を得る。
- エ いじめられた生徒をサポートするため全職員に事実を伝え、今後の指導について共通理解を図り、解決に向けた支援を図る。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と連携して、いじめられた生徒のメンタルヘルスケアを行う。
- カ 関係生徒においては、定期的に家庭に連絡し、情報共有する。
- キ 教育委員会に事実関係の報告をする。

② 関係生徒及び早期対応後の取組

- ア いじめを行った生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省をうながす。
- イ 法を犯す行為に対しては、早期に関係機関（児童相談所、警察等）に相談して指導の協力を要請する。
- ウ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡・面談を行う。

3 重大事態発生時の処置

① 重大事態とは

- ア いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
【法第 28 条第 1 項第 1 号】
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
【法第 28 条第 1 項第 2 号】

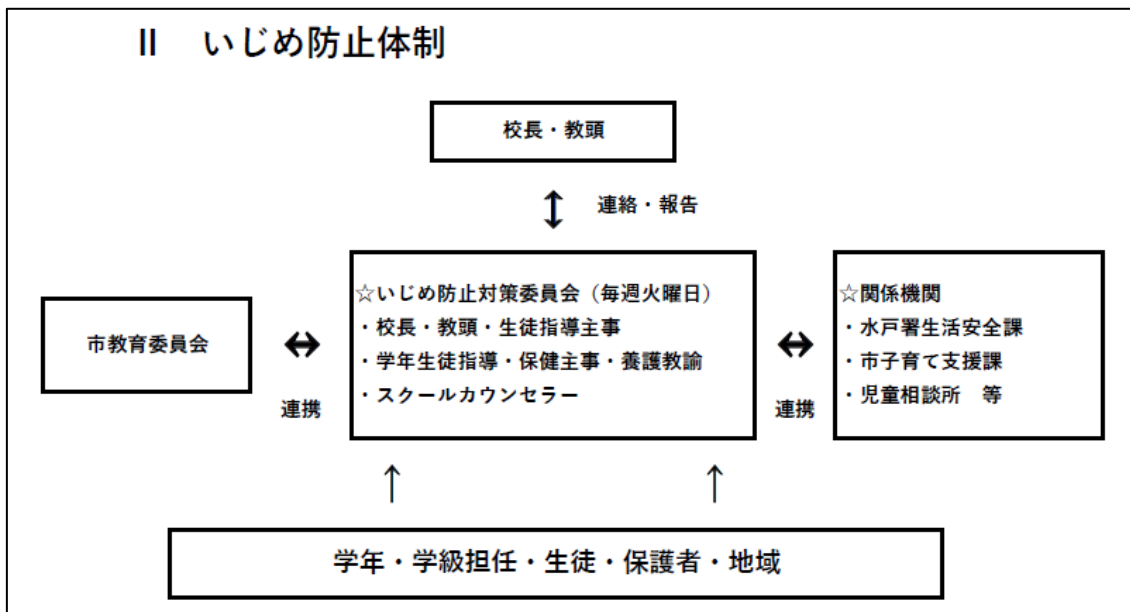
② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

- ア 重大事態が発生した場合は、教育委員会に指導・助言を仰ぎながら、学校または教育委員会が主体となり調査する。
- イ 進捗状況を関係生徒・保護者と情報を共有しながら真摯に対応する。（個人情報の保護に留意する。）

II いじめ防止体制 ～いじめ防止に向けた平常時の連絡体制～



III いじめ発生時

